

名家連ニュース

平成 29 年 2 月 10 日 (金)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX(052) 846-5576 NO. 444 号

平成28年度1月までの家族ピア相談事業集計報告

人数	月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	合計
電話相談人数		18	37	46	26	32	18	28	31	26	16	278
面会相談人数		11	11	17	14	11	9	14	17	13	10	127
合計		29	48	63	40	43	27	42	48	39	26	405

年度別の精神保健福祉手帳受給者数

年度(平成)	21	22	23	24	25	26	27	28	合計
受給者数	6	11	7	19	11	7	5	9	75

年度別の障害年金受給者数

年度(平成)	21	22	23	24	25	26	27	28	合計
受給者数	10	15	14	18	19	16	13	13	118

家族相談による年度別の家族会入会者数

年度(平成)	21	22	23	24	25	26	27	28	合計
入会者数	14	21	19	16	11	14	11	10	116

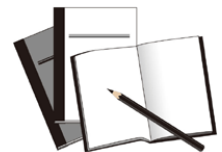
《障害年金ガイドライン解説》(その9) 障害等級の目安

診断書記載項目のうち「日常生活能力の程度」の評価及び「日常生活能力の判定」の評価を組み合わせたものが、どの障害等級に相当するかの目安を示したものの

程度	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)
判定平均					
3.5 以上	1 級	1 級又は 2 級			
3.0 以上 3.5 未満	1 級又は 2 級	2 級	2 級		
2.5 以上 3.0 未満		2 級	2 級又は 3 級		
2.0 以上 2.5 未満		2 級	2 級又は 3 級	3 級又は 3 級非該当	
1.5 以上 2.0 未満			3 級	3 級又は 3 級非該当	
1.5 未満				3 級非該当	3 級非該当

《表の見方》

1. 「程度」は、診断書の記載項目である「日常生活能力の程度」の5段階評価を指す。
2. 「判定平均」は、診断書の記載項目である「日常生活能力の判定」の4段階評価について、程度の軽い方から1～4の数値に置き換え、その平均を算出したものである。
3. 表内の「3級」は、障害基礎年金を認定する場合には「2級非該当」と置き換えることとする。



《留意事項》 障害等級の目安は総合評価時の参考とするが、個々の等級判定は、診断書等に記載される他の要素も含めて総合的に評価されるものであり、目安と異なる認定結果となることもあり得ることに留意して用いること。